法第五十六条の二第一項	法第六十条において準用する法第五十六条の二第一項	（新設）
第二百十八条の二の四第一項	法第五十六条の二第三項第二号	（新設）
次の表の上欄に掲げる医薬品（これらに準ずるものを含む。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	当該医薬部外品の用法及び用量からみて二月間の使用数量（外用剤（トローチ剤、舌下錠、付着錠、ガム剤、坐剤、膣錠、膣用坐剤及びバツカル錠を除く。）にあつては二十四個）	（新設）
第二百十八条の二の四第二項	法第五十六条の二第三項第二号	（新設）
前項の表の上欄に掲げる医薬品（数量にかかわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する場合に該当するか否かについて確認する必要があるものを除く。）で、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	当該医薬部外品の用法及び用量からみて二月間の使用数量（外用剤（トローチ剤、舌下錠、付着錠、ガム剤、坐剤、膣錠、膣用坐剤及びバツカル錠を除く。）にあつては二十四個）	（新設）
医薬品	医薬部外品	（新設）
法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認又は第二十三条の二の二十三の認証	法第十四条又は第十九条の二の承認	（新設）
承認又は認証	承認	（新設）

（準用）

第二百二十一条の三　化粧品については、第二百十一条、第二百十三条（第二項を除く。）、第二百十四条、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二（第二項第二号を除く。）から第二百十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第二百十八条の二の二第一項	法第五十六条の二第一項	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	化粧品
第二百十八条の二の二第二項	法第五十六条の二第一項	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第一項

法第五十六条の二第一項	法第六十条において準用する法第五十六条の二第一項	（新設）
第二百十八条の二の四第一項	法第五十六条の二第三項第二号	（新設）
次の表の上欄に掲げる医薬品（これらに準ずるものを含む。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	当該医薬部外品の用法及び用量からみて二月間の使用数量（外用剤（トローチ剤、舌下錠、付着錠、ガム剤、坐剤、膣錠、膣用坐剤及びバツカル錠を除く。）にあつては二十四個）	（新設）
第二百十八条の二の四第二項	法第五十六条の二第三項第二号	（新設）
前項の表の上欄に掲げる医薬品（数量にかかわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する場合に該当するか否かについて確認する必要があるものを除く。）で、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	当該医薬部外品の用法及び用量からみて二月間の使用数量（外用剤（トローチ剤、舌下錠、付着錠、ガム剤、坐剤、膣錠、膣用坐剤及びバツカル錠を除く。）にあつては二十四個）	（新設）
医薬品	医薬部外品	（新設）
法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認又は第二十三条の二の二十三の認証	法第十四条又は第十九条の二の承認	（新設）
承認又は認証	承認	（新設）

（準用）

第二百二十一条の三　化粧品については、第二百十一条、第二百十三条（第二項を除く。）、第二百十四条、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二（第二項第二号を除く。）の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第二百十八条の二の二第一項	法第五十六条の二第一項	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	化粧品
第二百十八条の二の二第二項	法第五十六条の二第一項	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第一項